令和5年6月12日 美郷町農業委員会会議録

令和5年6月12日午前9時農業委員会総会を美郷町役場に招集した。

1. 出席委員は、次のとおり

| 1番 | 小 西 | 嘉之 | 10番 | 鈴 | 木 | 敏 | 夫 |
|-----|-----|-----|-----|---|---|----|----|
| 2番 | 加藤 | 堅之助 | 11番 | 中 | 野 | 龍力 | 大郎 |
| 3番 | 髙 橋 | 秀 行 | 12番 | 佐 | 藤 | | 久 |
| 4番 | 佐々木 | 竜 孝 | 13番 | 欠 | | | 番 |
| 5番 | 奥 山 | 秀 治 | 14番 | 髙 | 橋 | 正 | 和 |
| 6番 | 佐々木 | 定廣 | 15番 | 深 | 沢 | | 靖 |
| 7番 | 深田 | 秋 彦 | 16番 | Щ | 田 | 貞 | 子 |
| 8番 | 細 井 | 千代文 | 17番 | 髙 | 橋 | 正 | 尚 |
| a 釆 | 土 関 | 一 良 | | | | | |

本会委員出席者 16名

2. 欠席委員は、次のとおり

なし

1. 出席事務局職員

局長佐々木龍悦庶務班長兼農地調整班長加藤隆輝農地調整班上席主査髙橋章浩

2. 会議事件は下記のとおり

| 笜 | 1 | 議事録署名員の指名について | |
|---------------|-----|---------------|--|
| // | _ 1 | 武事或者治貝切侑治にブル | |

第 2 議案第26号 農地法第3条の規定による許可申請について

第 3 議案第27号 農地法第5条の規定による許可申請について

第 4 議案第28号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画の決定について

第 5 議案第29号 農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用集

積計画の決定について (農地中間管理権の取得)

第 6 議案第30号 美郷農業振興地域整備計画変更(案)に対する意

見について

会長 髙橋 正尚 午前9時53分本委員会の閉会を告げた。

令和5年6月12日農業委員会総会会議録

1. 日 時 令和5年6月12日

3. 開 会 午前9時

4. 閉 会 午前9時53分

5. 議事録署名委員 10番 鈴 木 敏 夫 11番 中 野 龍太郎

●議 長 それでは、ただ今から令和5年第6回農業委員会総会を開会いたします。ただ今の出席委員は、定足数に達しております。

お手元に配布してございます、議事日程に従い、会議を進めてまいります。

●議 長 日程第1、議事録署名員は、委員会規則第18条第3項の規定により指名したいと思いますが、これにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって、議事録署名委員は、10番、鈴木委員、 11番、中野委員を指名します。
- ●議 長 次に、日程第2、議案第26号農地法第3条の規定による許可申請について を上程し議題とします。議案第26号について事務局より説明願います。
- ●庶務班長 【 議案第26号、申請番号32番から申請番号33番について議案書をも とに朗読、説明 】

所有権移転2件です。

申請番号32番、仙南地区の田5筆、畑1筆、10,105㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は3人の共有となっており、所有者は渡人の他に〇〇〇さん、〇〇〇さんがおり、3人は兄妹です。渡人は県外に住んでおり、農地を手放したいとのことから、渡人の持分1/3をこれまで耕作している受人へ贈与するものです。対価はありません。

申請番号33番、六郷地区の田1筆、80㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。当該地は受人の宅地内にあり、受人が家庭菜園として使いたいことから売買するものです。売買価格は総額〇〇〇円です。

申請番号32番と33番の申請内容につきましては、農地法第3条第2項の 各号には該当しておりませんので、許可要件を満たしているものと考えられ ます。以上です。

●議 長 議案第26号について事務局より説明が終わりました。申請番号32番から申請番号33番について質疑を行います。質疑ございませんか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号32番から申請番号33番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号32番から申請番号33番までに ついては原案のとおり決しました。
- ●議 長 よって日程第2、議案第26号については原案のとおり許可決定いたします。
- ●議 長 次に、日程第3、議案第27号農地法第5条の規定による許可申請について を上程し議題とします。議案第27号について事務局より説明願います。
- ●庶務班長 【 議案第27号、申請番号10番について議案書をもとに朗読、説明 】 申請番号10番、仙南地区の田2筆、289㎡、渡人は○○○さん、受人は○○○さんです。両者は親子です。受人は、現在アパートに住んでおりますが、子の成長に伴って手狭となってきたことから、受人の実家の隣に住宅の新築を計画しました。面積は一般住宅・車庫102.96㎡、通路96㎡、雪捨て場、緩衝地90.04㎡です。総事業費は○○○円で全額借入資金、用地取得費はありません。当該地は第1種農地ですが、農地法施行規則第33条第4号にあります「住宅その他申請に係る土地の周辺の地域において居住する者の日常生活上又は業務上必要な施設で集落に接続して接地されるものに該当すると判断しております。この案件につきましては、3ページに位置図、4ページに配置図、5、6ページに平面図、7ページに立面図、8ページに公図を添付しております。以上です。
- ●議 長 議案第27号について、事務局より説明が終わりました。
- ●議 長 それでは、これより審議を行いますが、転用ですので調査の報告をお願いします。
- 12番委員 申請番号10番についてご報告いたします。6月1日午前9時、井関委員 事務局髙橋さん、〇〇〇さん親子から委任を受けております〇〇〇さん立ち 会いのもと、調査項目に従い調査いたしました。何ら問題がなかったことを ご報告いたします。
- ●議 長 調査の報告が終わりましたので、質疑を行います。 申請番号10番について質疑ございませんか。
 - 【 「なし」との声あり 】
- ●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号10番については原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号10番については原案のとおり決しました。
- ●議 長 よって日程第3、議案第27号については原案のとおり許可相当と意見決定し、秋田県農業会議に進達します。
- ●議 長 次に、日程第4、議案第28号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定についてを上程し議題とします。議案第28号について事務

局より説明願います。

●庶務班長 【 議案第28号、申請番号44番から申請番号45番について議案書をも とに朗読、説明 】

始めに所有権移転です。

続きまして賃借権設定です。

申請番号45番、仙南地区の田4筆、8,449㎡、渡人は〇〇〇さん、受人は〇〇〇さんです。再設定です。使用貸借で期間は5年間です。受人の経営状況につきましては、資料2ページのとおりです。受人は農機具一式を所有しております。

申請番号44番から45番の案件につきましては、いずれも農業経営基盤強化促進法第18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です

- ●議 長 議案第28号について、事務局より説明が終わりました。
- ●議 長 それでは申請番号44番から申請番号45番についてこれより審議を行います。質疑ございませんか。

【「なし」との声あり】

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号44番から申請番号45番までに ついては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号44番から申請番号45番までに ついては原案のとおり決しました。
- ●議 長 よって日程第4、議案第28号については原案のとおり許可決定いたします。
- ●議 長 次に、日程第5、議案第29号農業経営基盤強化促進法に基づく農用地利用 集積計画の決定について(農地中間管理権の取得)を上程し議題とします。 議案第29号について事務局より説明願います。
- ●庶務班長 【 議案第29号、申請番号106番から申請番号140番について議案書をもとに朗読、説明 】

中間管理事業による賃借権設定です。

申請番号106番、仙南地区の田5筆、8,479㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10aあたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号107番、仙南地区の田7筆、18, 377㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10aあたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号108番、仙南地区の田2筆、4,023㎡、出し手は〇〇〇さん、

受け手は \bigcirc 00さんです。賃借料は10aあたり \bigcirc 00円で、期間は10年間です。

申請番号109番、仙南地区の田1筆、1,966㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。 賃借料は10aあたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で期間は10年間です。

申請番号110番、六郷地区の田9筆、6, 933㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は総額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は20年6ヶ月です。

申請番号111番、六郷地区の田3筆、7, 239 ㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年 6 ヶ月です。

申請番号112番、六郷地区の田2筆、6, 258 ㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号113番、六郷地区の畑3筆、875㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。使用貸借で、期間は8年5ヶ月です。

申請番号114番、六郷地区の田12筆、12, 549㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号115番、仙南地区の田1筆、3, 431㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号116番、仙南地区の田2筆、3, 612㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は総額で $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。申請番号117番、仙南地区の田3筆、6, 162㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は総額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。申請番号118番、千畑地区の田9筆、28, 164㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号119番、千畑地区の田4筆、8,647㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受人は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10aあたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は3年10ヶ月です。

申請番号120番、千畑地区の田15筆、28, 682㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号121番、六郷地区の田1筆、2, 639㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号122番、六郷地区の田5筆、4, 622 m3、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10 a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は20年間です。

申請番号123番、仙南地区の田1筆、3,014㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。 賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は5年間です。

申請番号124番、仙南地区の田3筆、6, 727㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん代表相続人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10aあたり $\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。

申請番号125番、仙南地区の田6筆、8,460㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は総額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は10年間です。申請番号126番、千畑地区の田3筆、5,648㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は5年間です。

申請番号127番、六郷地区の田8筆、8,437㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、代表相続人 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10aあたり $\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は20年間です。

申請番号128番、六郷地区の田5筆、4,858㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、受け手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円で、期間は5年間です。

申請番号129番、六郷地区の畑1筆、717㎡、出し手は〇〇〇さん、受け手は〇〇〇さんです。使用貸借で期間は5年間です。

以下、受け手は〇〇〇さんです。これまで個人で耕作していた農地を法人で受けるものです。期間は10年後の耕作終了までということで全て10年6ヶ月です。

申請番号130番、千畑地区の田2筆、2, 519㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号131番、千畑地区の田4筆、10, 597㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号132番、千畑地区の田3筆、16, 271㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号133番、千畑地区の田2筆、4,056㎡、出し手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号134番、千畑地区の田8筆、28, 779 ㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は総額 $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号135番、千畑地区の田3筆、19, 360㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号136番、千畑地区の田4筆、12,806㎡、出し手は〇〇〇さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号137番、千畑地区の田1筆、2, 233㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さんです。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号138番、千畑地区の田1筆、889㎡、出し手は $\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ さん、 $\bigcirc\bigcirc$ さんの共有です。賃借料は10a あたり $\bigcirc\bigcirc\bigcirc\bigcirc$ 円です。

申請番号139番、千畑地区の田5筆、17,964㎡、出し手は〇〇〇さ

んです。賃借料は10aあたり○○○円です。

申請番号140番、千畑地区の田7筆、12,595.04㎡、出し手は〇〇○さんです。賃借料は総額〇〇〇円です。

申請番号106番から140番までの35件は、農業経営基盤強化促進法第 18条第3項の各要件を満たしているものと考えられます。以上です。

●議 長 議案第29号について事務局より説明が終わりました。 それでは、申請番号106番から申請番号140番について質疑を行います。

【「なし」との声あり】

質疑ございませんか。

●議 長 質疑なしと認めます。それでは、申請番号106番から申請番号140番までについては原案のとおり決することにご異議ございませんか。

【 「異議なし」との声あり 】

●議 長 ご異議なしと認めます。よって、申請番号106番から申請番号140番までについては原案のとおり決しました。 よって日程第5、議案第29号については原案のとおり許可決定いたします。

●議 長 暫時休憩します。

午前9時22分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前9時23分

●議 長 次に、日程第6、議案第30号美郷農業振興地域整備計画変更(案)に対する意見についてを上程し議題とします。議案第30号について説明願います。

農政課職員 【 議案第30号について議案書をもとに朗読、説明 】

今回申請があったのは、除外案件が2件でございます。

はじめに、除外申請1番についてご説明申し上げます。転用事業者は、〇〇〇の〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇さんの姉である、〇〇〇さんです。申請地は、〇〇〇、〇〇〇の2筆で、変更申請面積は併せて144.39㎡となります。〇〇〇については現況地目が畑、〇〇〇については現況地目が田となっております。

変更内容につきまして、変更後用途は一般住宅用地となっております。転用事業者である〇〇〇さんは現在、ご実家に居住しておりますが、同居している姉夫婦と生計を別にして独立することを考えていることから、〇〇〇さんが住むための新居の建築を希望しております。場所の選定につきまして、当初は現住所地にある宅地を候補としていたようですが、すでに手狭であったため、現住所地の敷地内にある当該申請地が選定されたとのことです。

なお、当該申請地の間に、法定外公共物である水路が存在しております。こ ちらにつきましては、払い下げを前提とした手続きを現在、町総務課におい て行われていることを確認しております。以上が除外申請番号1番の内容となります。見取り図や現況写真については資料6ページから11ページに添付しております。

続きまして、除外申請2番について説明申し上げます。転用事業者は、〇〇 〇の〇〇〇さん、土地所有者は、〇〇〇の〇〇〇さんです。

申請地は、○○○で、変更申請面積は227㎡、現況地目は田となっております。

変更内容ですが、変更後用途は一般住宅用地となっております。転用事業者である〇〇〇さんは現在、ご実家に居住しておりますが、同居している兄夫婦の間にお子さまが新たに誕生し、住宅が手狭になってきたことから、〇〇さんが独立し、〇〇〇さんが住むための新居を建設することを希望しております。場所の選定につきまして、〇〇〇さんはご実家で畜産業を営んでいることもあり、現住所地から近い土地を候補地として選定作業をした結果、地権者からの同意を得られた当該申請地が選定されたとのことです。以上が除外申請2番の内容となります。見取り図や現況写真については資料12ページから16ページに添付しております。今回の案件は以上の除外申請2件でございます。

ご審議賜りますようお願い申し上げます。

- ●議 長 議案第30号について説明が終わりました。それでは、これより質疑を行います。申請番号1番から申請番号2番について質疑ございませんか。
- 16番委員 申請番号1番についてですが、排水をどこに流す計画でしょうか。申請地の 小さい面積の方ですが、ちょっとした堰があります。そこを田んぼの水が流 れることになっていますが、田んぼをやっている人が水を止めることがあり ます。もし、そこに排水を流すとなれば、水を止めた時排水が溜まって汚染 されてしまいます。
- 農政課職員 生活排水については合併浄化槽がつけられますので、家庭からの生活排水が 外に流されるということはないと思います。
- 16番委員 合併浄化槽でも、水は流れるし匂いはすると思います。今住んでいる家と同じように用水に流れれば良いが、溜まり水に流れると環境の悪化も懸念されます。合併浄化槽でも水を使えば流れるものだと思うので、どこに流れるのかお聞きしたいです。
- 農政課職員 その点については○○○さんから聞けてないのですが、○○委員のお話です と南側の用水路に流されるとすれば止めている時期もあるから溜まってしま

うというお話だと思います。そこに流してしまうと田んぼをやっている人に も影響があると言うことかと思います。

16番委員 田んぼをやっている人に影響はないが、私たちの敷地内で普段使っている水が、田んぼをやっている人が水を止めることによって流れなくなって困るということです。そこは確認していないですか。

農政課職員 確認していないです。

16番委員 そこに二畝くらいの田んぼがあり、そこにも排水する堰があって、それは小屋の下を流れています。田んぼをやっている人がしょっちゅう止めてしまうので、そこを納得してもらわないと、ここに水を流せば後々困るのではないかと思って伺いました。

農政課職員 私も確認できていませんが、地域のご事情があるとすれば○○○さんにお話 しまして、影響がないような事業となるようにお伝えしたいと思います。

17番委員 9ページの写真ですが、この小屋は今の除外申請地に建っているのですか。

農政課職員建っていましたが、既に解体されております。

17番委員 今後のこともあるのでお話しますが、こういう感じで倉庫なのか、車庫なの か分からない状態で写真を撮られると許可するのが難しくなります。解体さ れていれば問題はないです。

●議 長 それでは、排水の案件をどのようにしますか。

16番委員 小屋のかげに長広い田んぼがあります。そこに水を流すためにちょっとした 昔の堰があります。そこに流されれば、田んぼをやっている人に水を止めら れて、それが一番困ることなので、そこまで事務局の方で訊いているのかと 思ってでした。用水の方に流すようにしていただいて、溜まるようにではな く流れるように、使う人にも了解を得ておく必要があるかと思います。

●議 長 それは土地改良区も含めてだと思いますが、結局、改良区が良いとしても、 隣地の方々に、水が来なくて困ると言われれば通らない話なので、その辺が 問題かと思います。今は最終的な転用の段階ではありませんが、前回も同じような案件で保留にした経緯がありますので、どのようにいたしますか。

12番委員 除外申請なので、今回はこのまま通して、転用で申請された時に排水をどこ に流すか確認したら良いと思います。9ページの上の写真でパイプハウスの 右側に白い住宅がありますが、この家と同じように排水を流してくれれば良 いのではないですか。この左の水路に流さないでほしいということではない ですか。

- 16番委員 出来ればそうであれば問題はないのですが、近い方に流すことがなければいいです。
 - 2番委員 まだ建設の申請も上がってきてないのに今ここで論議は出来ないので、○○ 委員が言うとおり除外申請は通して、転用の段階で排水の関係が問題ならば 意見を言ってもらえば分かりやすいのではないかと思います。今この段階で はどのような住宅が建つのか全く分からないので、地元の土地改良区や地権 者の方々で話し合ってもらうことであって、今、農業委員の立場で話し合う ことではないように思います。
- ●議 長 前提としては住宅を建てるという申請だけれども、今はその一歩手前の段階 なので、転用申請の際はそこを解決した案件で出していただくということを お願いしたいと思います。
- 10番委員 今、○○委員が言った通りですが、承認したら設計書の段階から変更になる ことのないように、このような意見がでたことを話していただければ、設計 する前にどちらに流したら良いか相談出来ると思うので、問題を解決して申 請できると思います。

もう一点ですが、〇〇委員のご指摘のとおり建物が建っている写真ではなく、 解体しているのであれば解体後の写真にしなければいけないので、その二点 を注意していただきたいと思います。

- ●議 長 転用の申請は今後のことですが、いずれ申請されるという前提のもと、用排 水はきちんとした形で申請してもらうということ、解体したのであれば解体 後の写真で提出するということで、この案件については異議なしということ でよろしいでしょうか。
 - 2番委員 申請番号2番ですが、14ページの見取り図を見ると、除外するところが中 抜けのように分筆されていて、もともとの○○○が歯抜けのような形になっ ています。写真で見た限り、減反していると思われますが、既に埋め立てさ れているようにも見受けられます。これはどういった経緯でしょうか。
- 農政課職員 転用事業者の○○○さんにお聞きしたところ、昔、○○○には豚舎が建っていたようです。そういったことから、現況のような形になっていると思われます。解体され、現在の状態になってから少なくとも20年は経過しているというお話でした。本来、豚舎が建っていたとすれば農地転用が必要だった

可能性が高いと思われますが、登記の全部事項証明書を見る限りですと、そのような形跡はありませんでした。

●議 長 暫時休憩します。

午前9時43分

●議 長 休憩前に引き続き会議を再開します。

午前9時52分

●議 長 ほかに質疑ございますか。

【 「なし」との声あり 】

●議 長 質疑なしと認めます。よって議案第30号については、許可相当と意見決定 してもよろしいでしょうか。

【 「異議なし」との声あり 】

- ●議 長 ご異議なしと認めます。よって日程第6、議案第30号については原案のと おり許可相当の意見を附して答申いたします。
- ●議 長 以上で会議案件はすべて終了いたしました。
- ●議 長 これをもちまして、令和5年第6回農業委員会定例総会を閉会いたします。

会議終了 午前9時53分

上記のとおり会議の次第を記載し、その相違ないことを証するためここに署名します。

令和5年6月12日

美郷町農業委員会会長 髙 橋 正 尚

議事録署名委員 鈴 木 敏 夫

議事録署名委員 中 野 龍 太郎